

2023年10月から導入される、消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）について、Q&A方式で、売上先に対して・登録等、支払先に対して、事務処理ほか、を順に説明します。なお、今国会で成立予定の2023年度税制改正の内容を含んでおります。

● インボイスQ&A（支払先に対して）

簡易課税を選択した場合、支払先から受け取るインボイスの注意点を教えてください

簡易課税は、課税売上高の1～6%が納税額となります。よって、支払先のインボイス登録がなくても納税額に影響はないため、特に注意することはありません。

免税事業者に対し、消費税相当額を支払わないとしてもよいですか？

免税事業者であっても、消費税相当額の請求は禁止されていません。例えば、仕入値990円を、売値1,100円から1,000円にしたのでは、利益が大幅に減少するからです。ただし、税負担が増えるので、税込総額の価格交渉など、取引条件の見直しを検討すべきと考えます。

免税事業者への支払いについて、一定割合を控除できる特例について教えてください

2026年9月30日まで（A）は消費税相当額の80%、2026年10月1日～2029年9月30日（B）は消費税相当額の50%を仕入税額控除することができます。よって、10%の消費税相当額の内、Aの期間は8%、Bの期間は5%の仕入税額控除が可能となります。

1万円未満の少額取引（少額特例）について教えてください

2029年9月30日までは、基準期間の課税売上高が1億円以下等の事業者は、1回の取引が税込1万円未満の少額取引は、インボイスの保存がなくても仕入税額控除が可能とされます。

公共交通機関や、自動販売機のインボイスは必要ですか？

3万円未満の公共交通機関運賃・自動販売機による購入、郵便切手の使用などはインボイスの保存が免除されます。また、従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当及び通勤手当）もインボイスの保存が免除されます。

無効なインボイスを受け取った場合は？

一般的な注意を払っていたにもかかわらず、売手の故意によって無効なインボイスを受け取った場合は、否認されないと考えられます。継続的な取引のある場合は、登録の有無確認など、慎重な対応が必要です。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
5月	自動車税の納付	
6月	個人住民税納付（第1期）	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日

源泉所得税の納付期限は、翌月10日（納期特例は上期7月10日、下期1月20日）。

住民税納付（普通徴収）については、上記と異なる地域があります。